

生 衛 第 460号
平成19年9月28日

関係食品等事業者団体の長 様

生活衛生課長

食品の衛生管理の徹底等について（通知）

今般、アイスクリーム類及び菓子の製造業者において、衛生管理の不備及び不明確な賞味期限の設定等が行われていたという事案が判明いたしました。

本事例については、アイスクリーム類の自主検査において継続的に大腸菌群が検出されていたにもかかわらず、保健所への報告・相談を行わず、結果として流通品の回収、原因究明等の措置が適切に行われなかったところです。

また、菓子類に設定した賞味期限及びその延長に係る根拠情報が整理されていなかったことが判明しました。

つきましては、貴団体の食品等事業者に対し、自主的な衛生管理及び期限の設定に当たっては、下記の事項を徹底するよう周知するとともに、広域流通食品の製造・販売等を行う食品等事業者に対しては、「広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について」（平成19年1月31日付け食安発第0131002号）の内容について改めて周知徹底を図るようお願いします。

記

1 食品等事業者による自主的な衛生管理について

自主検査等において、食品衛生法に適合しない事由が認められ、かつ当該食品が流通している場合には速やかに保健所に報告し、流通食品の把握及び回収、原因究明等について対応すること。

2 食品の期限表示について

食品の消費期限及び賞味期限の設定の際には、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（平成17年2月25日付け食安基発第0225001号）及び「加工食品の表示に関する共通Q&A（第2集：期限表示について）」（平成15年9月5日付け食安基発第0905001号、食安監発第0905001号）を踏まえ、食品等の特性に応じ、科学的・合理的に行うとともに、消費者に誤解を生じさせぬよう、設定根拠を整理・保管し、情報提供及び説明が可能な状態を維持すること。

担当	新潟県福祉保健部生活衛生課 食の安全・安心推進係 室岡
電話	025-280-5205
F A X	025-284-6757

○関係食品等事業者団体送付先

(社)新潟県食品衛生協会

新潟県漬物工業協同組合

新潟県味噌工業協同組合連合会

新潟県菓子工業組合

新潟県餅工業協同組合

新潟県蒲鉾組合

新潟県パン協同組合

新潟県醤油協同組合連合会

新潟県豆腐商工組合

新潟県米菓工業協同組合

新潟県生麺工業協同組合

新潟県納豆協同組合

新潟県缶詰協会

新潟県飲用牛乳協会

新潟県製餡工業協同組合